

地方財政審議会第25回地方公務員共済組合分科会 議事要旨

1 日時

平成28年11月22日(火) 14:00~14:40

2 場所

総務省10階1001会議室

3 出席者(敬称略)

委員	堀場 勇夫	地方財政審議会委員(分科会長)
	鎌田 司	地方財政審議会委員
	植木 利幸	地方財政審議会委員
特別委員	高山 憲之	一橋大学名誉教授(座長)
	松本 英昭	地方公務員共済組合協議会会長
	河野 栄	地方職員共済組合理事長
	金森 越哉	一般財団法人教職員生涯福祉財団専務理事
	縄田 修	警察職員生活協同組合理事長
	森本 正宏	全日本自治団体労働組合総合労働局長
	重田 晃子	警視庁警務部給与課

4 議事概要

<報告事項>

- 平成27年度厚生年金保険法第79条の8第2項に基づく地方公務員共済組合連合会に係る管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果(案)について
 - ・ 事務局から、資料1~4の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 積立金基本方針及び管理運用の方針に定める事項の遵守状況は概ね遵守とのことで、評価項目が多岐にわたることから、全ての項目において完全に遵守することの困難さは理解するところだが、遵守に向けた努力は必要と考える。その際、他の管理運用主体との情報共有等については、地方公務員共済組合連合会だけでは対応に限界があると思われるが、そういった項目について、監督官庁としてどのように対応するのか。

- 地方公務員共済組合連合会は、他の管理運用主体と随時情報交換を行っており、業務概況書についても国家公務員共済組合連合会や日本私立学校振興・共済事業団と連携して作成している。一方、年金積立金管理運用独立行政法人を含めた全体の連携には改善の余地があると考えており、当省としても、まずは財務省や文部科学省と連携しながら、厚生労働省等に課題提起等をしていきたいと考えている。
- ・ 「概ね遵守」という表現になっている理由は何か。課題があれば伺いたい。
- 今後とも、継続的な努力を促していく意味で「概ね遵守」という表現にさせていただいている。

以 上